

市民 事業者 行政 の



環境コミュニケーション



● 環境コミュニケーションとは

事業者の事業内容や取り扱っている化学物質などに関する情報を市民や行政との対話を通じて、すべての関係者が正確な情報を共有し、相互理解を図るために行う取組を「環境コミュニケーション」と呼んでいます。

「環境コミュニケーション」は、環境負荷低減活動につながり、地域の環境保全活動にも役立ちます。

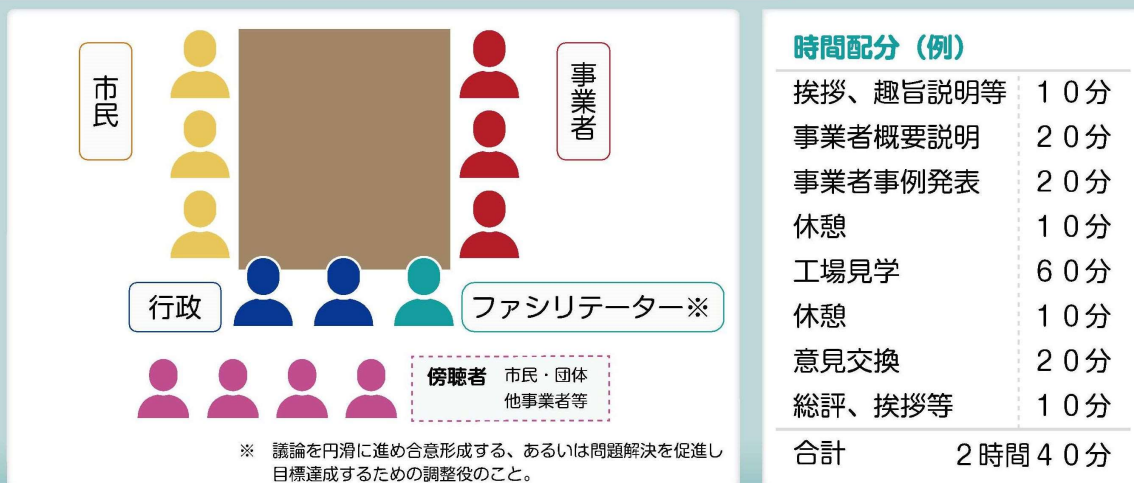
● 事業者が取り組むべきこと

事業者は、化学物質の製造、使用その他の取り扱いについて「適正に管理」を行うとともに、回収率の向上などの「合理化」を図り、さらに積極的な「情報の発信」に努める必要があります。

○環境コミュニケーションを実施することによるメリット



○環境コミュニケーションの一般的な実施例



○環境コミュニケーションに関するご質問やご相談は、下記までお問い合わせください。

環境コミュニケーション
お問い合わせ先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
さいたま市環境局環境共生部環境対策課大気交通係

☎ 電話 048(829)1330

📠 FAX 048(829)1991

✉ メール kankyo-taisaku@city.saitama.lg.jp



過去に開催した環境コミュニケーションについては、市ホームページで紹介しております。
詳しくは、「さいたま市環境コミュニケーション」で検索してください。

